



見守り電話活動 Q&A



Q 電話をかける相手は、どんな方が対象になりますか？

A 一人暮らしの高齢者の方など、各自治会におまかせいたします。
友愛訪問をされているところは、その対象者も含まれます。

Q 電話をかける回数はどれくらいにしたらいいの？

A たとえば月2回、週1回など、自治会の判断におまかせいたします。

Q 何分くらい電話をすればいいの？

A 何分でも構いません、おまかせいたします。



Q FAXやお手紙でもいいのですか。

A 聴覚障がいのある方、難聴の方などもいらっしゃいますので、FAXやお手紙もご活用いただければと思います。

Q 「友愛訪問」と「見守り電話活動」の、両方をしてもいいですか？

A もちろんです！友愛訪問のヤクルトは休止の連絡をいただかない限り、定例の日にお届けいたします。

Q 電話料金の明細や、切手代の領収書などは必要ですか？

A 必要ありません。また、助成金の用途については、自治会の皆様におまかせします。

Q 3月まで毎月、活動をしてもいいですか？

A もちろんです！（助成金は 30,000円が上限となります）

Q 「申請書兼報告書」等は、いつ出せばいいですか。

A 活動が終わった後、令和5年4月5日までにお願いいたします。
その後、1ヶ月程度で、助成金を送金する予定です。



★お願い★

生活上の困りごとが聞かれたときには、西区社会福祉協議会や各種支援機関へご相談ください。